

処 分 通 知 書

平成25年5月10日

弁護士 後 藤 好 成 殿

宮 崎 地 方 検 察 庁

検 察 官 検 事 溝 口



貴殿から平成24年11月26日付けで告 訴 のあった次の被疑事件は，下記のとおり，処分したので通知します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 被 疑 者 | 東国原英夫，高島俊一，岩下忠 |
| 2 罪 名 | 家畜伝染病予防法違反
(告発事実のうち，同法第32条違反に関する事実のみ) |
| 3 事 件 番 号 | 平成25年検 第100007，100008，100009号 |
| 4 処分年月日 | 平成25年5月10日 |
| 5 処 分 区 分 | |

起 訴	<u>不 起 訴</u>	中 止
	検 察 庁	へ移送
	家庭裁判所	へ送致

(注意) 1 事例に応じ，該当文字を○で囲むこと。

2 告訴（発）人に郵送して交付するときは，必要に応じ配達証明郵便によること。

3 記名押印の上，通知すること。

検察官による不起訴処分説明の御報告

2013年5月20日

弁護士 後 藤 好 成

宮崎地検の方から本年5月10日付で、32条違反に対する不起訴処分の通知がなされたのにつづき、本年5月15日付で残りの告訴事実である16条違反の2件の事案(①忠富士号の口蹄疫感染にも拘らず同一施設内の他の5頭の殺処分をしなかった事案及び②県保有の49頭の種雄牛の殺処分を患畜発生後2週間近くも怠っていた事実)についてはいずれも不起訴処分とする旨の通知がなされました。(同通知書についてはFAX済)。

そこで本日、この16条違反の2件についてこれをいずれも不起訴処分としたことについての説明を宮崎地検の溝口三席検事から受けてきましたので以下その内容を御報告いたします。

不起訴処分についての検察官の説明

1、第2事案(5頭の殺処分回避)について

本事案は法16条違反にあたらないと判断されることから「嫌疑なし」ということで不起訴処分とした。

16条違反にあたらないと判断したのは発症したとされる忠富士は「疑似患畜」までは確認されているが同牛は最終的に口蹄疫の患畜とまでは確定されたわけではないからである。

口蹄疫に関する家畜法防疫指針(9ページ)によると、殺処分の対象患畜は「患畜と同じ農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部」とされている。つまり、同防疫指針で殺処分が求められているのは「患畜と同じ農場での飼養牛」であり「疑似患畜と同一農場の牛ではない」。

忠富士はPCR検査で陽性になっているが、この検査で確認できるのは疑似患

畜ということである。当該牛が患畜と確認するには更にエライザ検査で確定する必要があるが忠富士にはそこまでの検査はされていないため患畜であることの最終確認はされていない。

なお、忠富士にエライザ検査をして患畜か否かの最終確認までなぜしなかったかについては今は答えられないが、この点の回答については検討したい。

2、第3事実（49頭の殺処分延期問題）について

本事実についても嫌疑なしという判断で不起訴処分とした。

本件は平成22年5月14日同一施設内に患畜が発生して49頭が5月31日に殺処分されるまでに17日間を要しているがそのことをもって直ちに殺処分しなかったとはいえない。

殺処分の実施においては豚その他の家畜において、どの家畜をどの順番で殺処分するかは行政の裁量が認められ、大量の殺処分の手続があるなかで本件牛（49頭）の殺処分までに17日間を要したとしても、これをもって法16条に定める直ちに殺処分義務に反することにはならない。

第3種郵便物認可

2013. 5. 25(土)付 東日

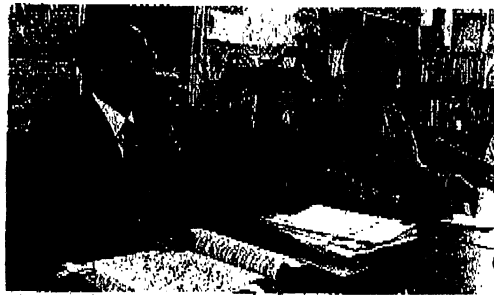
種牛「特例」移動 東国原氏らを不起訴

「農家踏み」にじる判断

告発側「知事の裁量」に疑問

3年前の口蹄疫で県の種牛を特例で移動したり殺処分しなかったりしたことに、東国原英夫前知事や当時の幹部らを告発していた農家は24日、地検の不起訴処分決定に「殺処分に応じた農家の気持ちを踏みにじる判断」と憤った。

昨年11月に告発した48人の代表で酪農家、染川良昭



不起訴を受けて合意する染川良昭さん（右）と後藤好成弁護士（左）

さん(60)「川南町」と後藤好成弁護士が県庁で会見。後藤弁護士によると、県所有種牛6頭の移動を違法と判断した理由として、移動は知事の裁量権の範囲と地検から説明を受けたとい

う。弁護士は「何でも知事の裁量なら、憲法は意味がない。農林水産省はこの解釈をどうとらえるのだろうか」と話した。

移動先で感染が疑われた「感染牛」を殺処分した際、残る5頭は生かしたことも「疑念なし」と認定された。後藤弁護士は地検から、忠告士はPCR検査

(遺伝子検査)だけで判断したため感染は未確定となると説明を受けたと話す。牛8頭がワクチン接種後に殺処分となった染川さんは「農家の牛はPCR検査で殺処分されていた」と憤った。

付。後藤弁護士は、同法違反の公訴時効(3年)直前にはなかったため、「検察審査会への申し立てすらできなかった」と批判する。

地検は「この時期になつたのは、必要な検査をした結果」と述べ、処分の理由については「コメントは控える」とした。

一方、県畜産振興課は「当時の判断は法令に反さないことを理解してもらえた」とコメント。東国原前知事の事務所は取材に「事実確認ができていないのでコメントは控えさせていただきます」と述べた。

判

宮崎日日新聞

2013年(平成25年)5月25日 土曜日

上映に先立ち、同映画会「
ンペティション部門」に新作を
出品した長瀬裕和監督と中国
のジャ・ジャンクー監督が登
壇し写真。小津作品のファン



「罪とならず」と判断した。
また、同農場で種牛1頭が
感染した際、全頭殺処分の方
案があったにもかかわらず、
残り5頭を殺処分しなかった
②同農場で同日14日に口蹄疫
が発生した後、同じ農場の種
牛40頭を直ちに殺処分せずに
31日にずれ込んだことは、15
日付で嫌疑なしとした。
弁論は24日、県庁で会見
し、「いすれも不当な法の解
釈。牛の移動は知事の裁量の
範囲内と言えろのか。納得が
いかない」などと検察側の処
分を批判した。

口蹄疫時に県有種牛移動

東国原氏ら不起訴処分

宮崎地検

本県で発生した口蹄疫をめぐり、県などが特例で県有種牛を移動制限区域外に移動させたなどしたのは家畜伝染病予防法(家伝法)違反の疑いがあるとして、全国の畜産農家43人が東国原前知事らを告訴した問題で、宮崎地検は24日、いすれの告訴事実も不起訴処分としたと発表した。
告訴されたのは前知事、当

時の県農政水産部長、県家畜改良事業団理事長、宮崎地検は、感染が拡大していた2010年5月13日、同事業団内の農場の牛1頭に発熱があったのにもかかわらず、農場内の清浄性を確認しないまま、県有種牛6頭を西都市の農場に移動させたなどの告訴事実について「移動させたのは事実だが違法」と説明。10日付で

元慰安婦側が 謝罪「パフオーフ」

24日に予定されていた、日韓両方を示したため、2人は「慰安婦」問題・関西ネットワー
本維新の会共同代表の橋下徹に反発。24日、「謝罪パフ
大阪市長と韓国元従軍慰安婦の金福重さん(87)、言五玉
に会う価値も理由もない」と
するパフオーフを発表した。元慰安婦の金福重さんは、元慰安婦

「慰安婦」問題・関西ネットワー
クは24日午前の記者会見で
「言ったことを言っていない
と言いつつ、責任をメディアや市
民に転嫁している」と橋下氏